

「電気事業法施行規則第73条の4の解釈」及び「電気事業法施行規則第94条の3各号の解釈例」の改正について

平成22年11月
原子力安全・保安院
電力安全課

1. 改正の概要

電気事業法（昭和39年法律第170号）（以下「電事法」という。）第50条の2第1項に基づく使用前自主検査又は同法第55条第1項に基づく定期事業者検査は、電気工作物の使用開始前又は定められた期間毎に、それぞれ電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第73条の4又は第94条の3に定める方法により、事業者が自ら実施することとなっている。その十分な検査方法の具体例については、「電気事業法施行規則第73条の4の解釈」（平成18年9月29日付け平成18・07・25原院第2号、NISA-234a-06-9）（以下「使用前自主検査解釈」という。）又は「電気事業法施行規則第94条の3各号の解釈例」（平成18年7月24日付け平成18・06・29原院第8号、NISA-234a-06-8）（以下「定期事業者検査解釈」という。）に示しているところ。

「使用前自主検査解釈」及び「定期事業者検査解釈」については、これまでの運用実績を踏まえ、検査項目及び検査方法について設置者及び登録安全管理審査機関等からの意見を聴取しつつ、見直しに係る検討を行った。その結果、以下の点について見直すこととしたため、今般改正を行うもの。

2. 主な改正点

火力発電所の安全弁作動試験について

- ・現行では、「オイルジャッキ法」は、実作動試験を行うことが困難な場合の方法として示しているが、通常の場合にも用いることができる方法として示すよう改める。

風力発電所の負荷遮断試験について

- ・現行では、発電設備出力の1/4負荷運転状態から負荷遮断し、異常のないことを確認した後、順次2/4、3/4、4/4負荷運転まで段階的に試験を行う方法を示しているが、1/4負荷程度及び4/4負荷運転時に行う方法に改める。

太陽電池発電所及び風力発電所の負荷遮断試験及び負荷試験（出力試験）について

- ・現行では、試験に使用する計器として、発電所の構外に施設する監視制御装置等を使用する方法を示していなかったが、新たに示すよう改める。また、異常の有無の確認の方法について、警報の有無により確認する方法を新たに示すよう改める。

その他、太陽電池発電所に係る章と風力発電所に係る章の分離に伴う章構成の変更

や内容の明確化等に伴う改正を行う。

3．今後のスケジュール（予定）

本年12月末 制定、施行